

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路線名 針ヶ谷岡線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	深谷市山河字宅地町六三六番一地先 から同市山河字光寂庵二二八〇番地 先まで	区 間
一三・一二〇〇〇	七・六〇〇	敷地の幅員 (メートル)
七四〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考